

平成31年10月1日から消費税の軽減税率制度が実施されます！

# 知ってほしい 消費税 軽減税率制度のポイント

受講者  
募集中  
定員10名

【日時】2019年4月12日（金） 17:00～18:30（16:30開場）

【会場】東京都墨田区両国3-25-5 JEI両国ビル3階 【受講料】3,000円/名（税込）  
税理士法人 恒輝 セミナールーム 【定員】10名

【最寄駅】JR総武線 両国駅東口 徒歩15秒（改札向いのビル）・都営大江戸線 両国駅 徒歩5分

## 軽減税率制度はすべての事業者に関係する！

1. 軽減税率制度とは？ 対象品目はなに？
2. 日々の取引や経理への影響は？  
発行する請求書や帳簿の記載・保存方法の変更
3. 外食は10%！ 外食等の範囲とは？
4. 税額はどうやって計算するの？
5. 適格請求書等保存方式ってなに？



### 税理士法人 恒輝 代表社員 榎本恵一

1963年、東京都生まれ。1986年、専修大学商学部会計学科卒業。2000年、産能大学大学院経営情報学研究科経営情報学専攻修了（MBA）。最近では、企業に対する分かりやすい決算診断の提案と個人に対するライフプランの重要性を説くセミナー活動に情熱を燃やし、起業家の応援を行っている。著書として『負けない！』（マンガ）、『税務会計論』（共著）、『一般社団法人・財団法人の法務と税務』（共著）、『企業を支える人々へのメッセージ』、『勝経営と三遊亭金時のおもしろ経営塾』（マンガ）、『経営者会計論』（共著）、『税務会計の基礎』（共著）、『経営コーチ入門』（共著）、『その時、会社が動いた』（共著）、『経営コーチ』『ワーク・ライフ・ハピネス』（共著）、『社長、ちょっと待って!! それは労使トラブルになりますよ!』（共著）『知って得する年金・税金・雇用・健康保険の基礎知識2019年版』（共著）など。

税理士法人恒輝 代表社員税理士。榎本税務会計事務所 所長。一般社団法人日本経営コーチ協会 理事長。株式会社ウィズダムスクール 代表取締役。ファイナンシャルプランナー。日本人事総研グループ加盟人事コンサルタント

FAX 参加申込：03-3635-5696

企業名：

氏名：

連絡先：

税理士法人恒輝 セミナー実行委員会：TEL 03-3635-3508 平日10:00～17:00